

子どもたちにつなぐ未来を 今 つくるために

神戸製鋼石炭火力発電所の建設差止訴訟とは

2018年、全国各地で観測記録を超える高温が観測され、集中豪雨や洪水など深刻な異常気象にみまわれています。これらの異常気象は気候変動との関連が指摘されており、気候変動がさらに進めば、私たちの暮らしは今以上に大きな自然災害のリスクに脅かされます。

気候変動の最大の原因の一つが石炭火力発電所からのCO₂排出ですが、日本では、むしろこれから多数の石炭火力発電所が建設されようとしています。なかでも、人口密集地である神戸市南部には、規模が大きい神戸製鋼石炭火力発電所の計画があります。現在ある2基の大きな石炭火力発電所と同じ場所にさらに2基増設する計画です。建設されれば、大量の大気汚染物質の排出による地域住民への健康被害が懸念され、気候変動対策に全く逆行して非常に多くのCO₂が排出されてしまいます。

日本には石炭火力発電所の計画を止めるための規制がありません。住民は、環境保全の観点からこの計画に当初から反対してきましたが、国による環境影響評価が終わり、2018年の夏には、工事計画が提出されてしまいました。そこで2018年9月14日、神戸市在住の住民が中心となり、神戸製鋼や関西電力などに対して、発電所の建設と稼働の差し止めを求め、神戸地方裁判所に出訴しました。

今回の訴えは、神戸だけの問題ではありません。企業利益ばかりを追求した石炭火力発電所の計画が許されないのは、どの地域でも同じです。子どもたち、孫たちの健康や暮らしを守るため、全国の皆さんとともにこの裁判をたたかっていきたいと思います。ご支援をよろしくお願いいたします。

Q. 石炭火力発電所は何が問題なのですか？

A. ①大気汚染による地域住民の健康被害

石炭火力発電所は、硫黄酸化物や窒素酸化物、ばいじんなどの大気汚染物質を大量に排出します。これらは広範囲に拡散し、住民の健康を脅かします。

②地球温暖化の加速／気候変動

年間692万トンのCO₂を排出します。この量は日本の温室効果ガス排出量の0.6%程度に相当する量で、150万世帯のCO₂排出量と同じです。

Q. 誰が原告になったのですか？

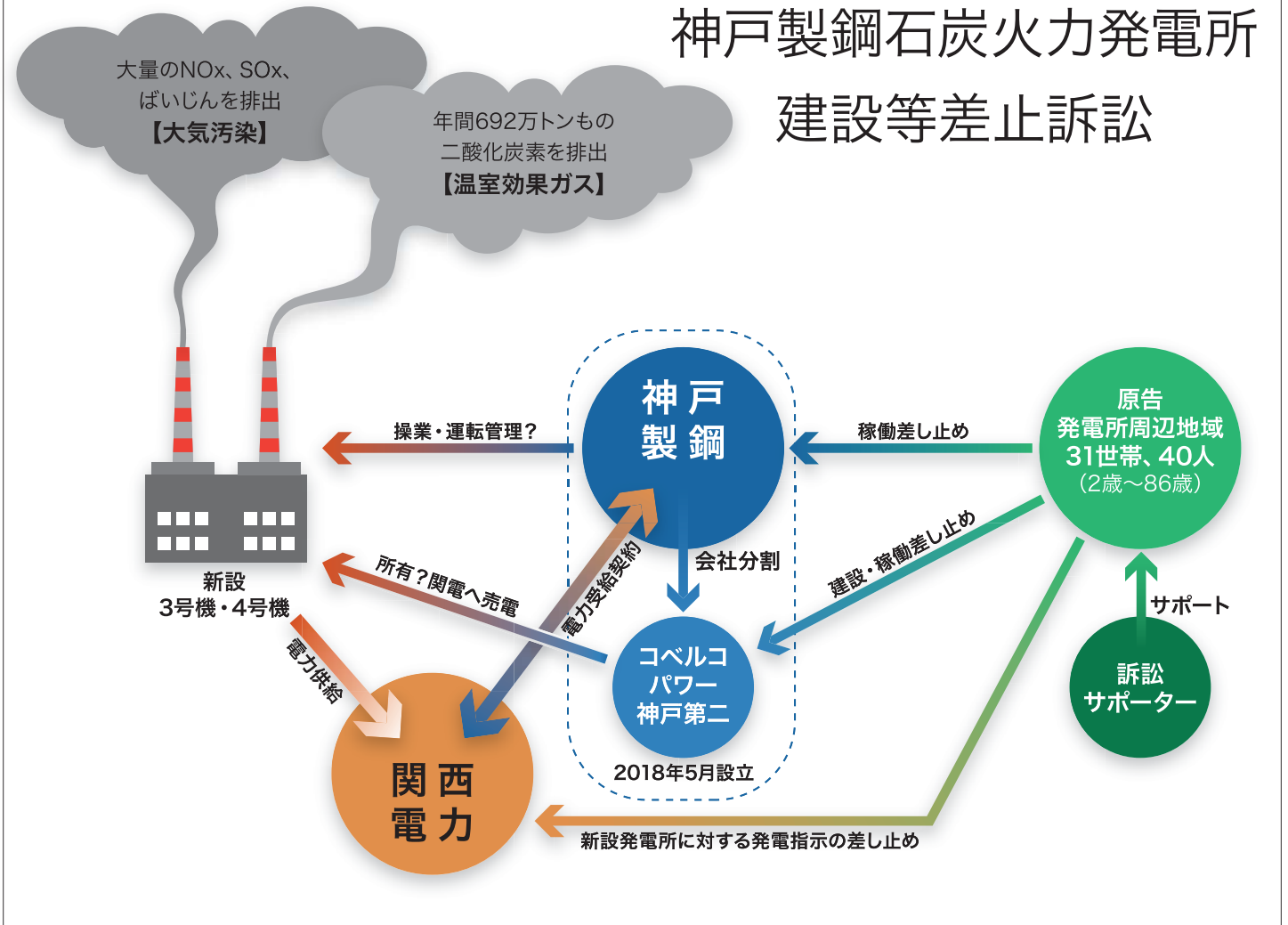
A. 神戸市など発電所周辺地域に住む市民です。原告には、子どもたち・孫たちに住みよい環境を引き継ぎたいと願うおばあちゃん・おじいちゃん世代、お母さん・お父さん世代、そして、住みよい環境を引き継ぐ権利がある子どもたちが含まれています。この裁判は、汚染も気候変動による被害もない地球を次の世代に引き継ぐための「次世代訴訟」なのです。

神戸製鋼発電所概要

燃料：石炭
設備容量：130万kW (65万kW×2)
発電技術：微粉炭火力・超々臨界圧発電 (USC) CCSなし
稼働予定：3号機：2021年度稼働予定
4号機：2022年度稼働予定
計画地：兵庫県神戸市灘区灘浜東町2番地



神戸製鋼石炭火力発電所 建設等差止訴訟



建設・稼働の差止めを求める理由・法的根拠

❶ 本件石炭火力発電所の建設・稼働は、原告らの人格権を違法に侵害する

◎清浄な空気のもとで持続的に健康で平穏に生活する権利（健康平穏生活権）の侵害

新設発電所は、NOx、PM2.5 など大気汚染物質を長期継続的に排出し、原告らの生命・健康への危険を増大させる。

◎安定した気候を享受する権利（安定気候享受権）の侵害

新設発電所は、大量のCO₂を30年以上にわたり排出する。そのことにより、確実に気候変動に寄与し、結果として原告らの生命・健康・生活基盤への危険を増大させる。

◎加害行為は長期にわたって継続し、被害を被る者の範囲は極めて広い。

❷ 2030年および2050年の日本の温暖化対策目標とも整合しない。

❸ 住宅地の至近、大気汚染物質の規制地域・基準未達成地域にあえて大量排出源を作る計画である。

❹ 電力需給の面からみて、本件発電所の建設・稼働の必要性（公益性）がない。

❺ 環境負荷の小さい他の代替案（たとえば天然ガス火力）について検討もせず、CCSも備えていない。

サポーター募集中 ————— この訴訟をご支援いただける全国の皆さんからのサポーターを募集いたします（一口1000円）。詳しくはHPをご覧ください。

原告ら訴訟代理人弁護士 ——— 池田直樹、浅岡美恵、和田重太、吉江仁子、金崎正行、杉田峻介

連絡先 ————— 神戸の石炭火力発電を考える会

TEL：080-2349-0490

<https://kobesekitan.jimdo.com/kobe-coal-lawsuit>